（別紙１）

独立行政法人 日本学生支援機構の第二種奨学金における家計基準

生計維持者（原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人）について、次の基準に該当する必要があります

希望する奨学金	家計基準（※１）
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること

（※１）収入については、2024 年（１月～12 月）の収入に基づく 2025 年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

（※２）貸与額算定基準額は次の計算式により算出します（100 円未満は切り捨て）。

貸与額算定基準額★1 ＝（課税標準額）×６％ －（市町村民税調整控除額）★2
－（多子控除）★3－（ひとり親控除）★4－（私立自宅外控除）★5

★１ 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が０円となります。

★２ 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に 3/4 を乗じた額となります。

★３ 生計維持者が２人を超える子どもを扶養している場合、２人を超える子ども１人につき 40,000 円を控除します。

（例）生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の３人を扶養している場合の控除額は、（３－２）人×40,000 円＝40,000 円となります。

★４ ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

★５ 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専修学校（専門課程）・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。予約採用の審査においては一律０円となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安（第二種）

・表中の数字はあくまで目安です。収入基準は 2024 年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても基準を満たす場合や下回っていても基準を満たさない場合があります。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯（年間の総収入金額）	(★)が給与所得者以外の世帯（年間の所得金額）
２人	本人、親①(★)	１，１６６	８９３
３人	本人、親①(★)、親②(無収入)	１，１１３	８７９
４人	本人、親①(★)、親②(★※)、中学生	１，２５０	８９２
５人	本人、親①(★)、親②(★※)、中学生、小学生	１，３３４	９５８

※親②は、例として、給与所得の場合(左表)は収入 300 万円、給与所得以外の場合(右表)は所得 200 万円としています。

＜日本学生支援機構「貸与奨学金案内（2026 年度大学等予約採用）」より関係部分を抜粋＞